

取 扱 基 準

名 称	新潟市歴史的まちなみ保全事業助成金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	新潟市景観条例第25条第2項の規定に基づき、歴史的なまちなみの保全に著しく寄与すると認められる行為をしようとするものに対して、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を制定するもの。
目 標	数値化□ 非数値化■
	・個々の景観重要建造物、歴史的建造物又は一般建造物の外観の保全又は修景
	<目標が数値でない場合の評価方法> ・実績報告書での意匠の評価
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	歴史的まちなみの保全に事業に係る経費 ①景観重要建造物：修景費、設計・工事監理費、耐震改修費、耐震診断費 ②歴史的建造物：修景費、設計・工事監理費 ③一般建造物：修景費、設計・工事監理費 ※修景費には、照明設備の整備を含む
補助額及びその算定方法又は補助率	①建築物の修景費：2分の1、150～700万円 ②工作物の修景費：2分の1、50～70万円 ③設計・工事監理費：2分の1、10～50万円 ④耐震改修費：2分の1、200万円 ⑤耐震診断費：2分の1、30万円 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和7年9月1日
評価の時期	令和9年9月30日
終 期	令和10年3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	〔内容〕当該補助を受けて実施している旨を明示 〔媒体〕補助を受けて実施する建築物の工事現場の看板での標示等
担当部署	都市政策部 まちづくり推進課 景観・庶務グループ 電 話 025-226-2707 e-mail machisui@city.niigata.lg.jp